



山での行楽、万が一の時に素早く救助できるように……

登山の前には「登山届」を提出しましょう

春の行楽シーズンを迎え、登山やハイキングなどを楽しむ人が増えるこの時期。山のレジャーを楽しむ一方で、滑落や遭難など、山ならではの事故が多く発生しています。そんなもしに備えて、登山の前には「登山届」で事前に自分の行動予定を知らせておきましょう。

「登山届」とは？

登山者の氏名や連絡先、日程やコースなどをまとめた書類です。登山計画書、入山届、登山者カードなどとも呼ばれます。山を管轄する都道府県警察などに提出しておくことで、万一の場合の素早い捜索救助の手がかりとなります。

登山届はどうやって出す？

茨城県内の山を登る場合

茨城県内の山を登る場合には、茨城県警に以下のいずれかの方法で提出します。

登山アプリで提出

茨城県と協定を結んでいる株式会社ヤマップの登山アプリ「YAMAP」からオンラインで登山届を提出できます。



電子申請サービスで提出

Webサイト「いばらき電子申請・届出サービス」からパソコン・スマートフォンを使って登山届を提出できます。



郵送・FAXで提出

氏名、連絡先、登山日、山岳名を記載して紙を右の郵送先またはFAX番号に送付してください。様式などの指定はありません。

郵送先

〒310-8550
茨城県水戸市笠原町 978-6
茨城県警察本部地域部地域課行

FAX 番号

茨城県警察本部地域部地域課
029-301-0110（内線 3569）

県外の山を登る場合

茨城県外にある山を登る場合には、その山を管轄する都道府県の警察に登山届を提出します。都道府県によって提出方法などが異なりますので、各都道府県警察のホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

常陸大宮市消防本部と近隣市町 連携強化の取組

1月27日、常陸太田市^{けがの}天下野町の山林で、常陸大宮市、常陸太田市、大子町の消防本部が合同で山岳救助訓練を行いました。山岳救助に特化した共同訓練は今回が初めてです。3市町の境界付近で事故が起きた際、迅速な救助活動ができるよう、連携の強化を目的としています。各消防本部の装備などの違いを確認したり、山岳救助ならではの特殊な動きを実践しました。

